

(証券コード 3174)
2021年11月9日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目16番1号
株式会社ハピネス・アンド・ディ
代表取締役社長 田 篤 史

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、ご来場の際には感染防止にご理解とご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使に当たっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月25日（木曜日）午後6時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2021年11月26日（金曜日） 午前10時（開場午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室
※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※ ご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第31期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.happiness-d.co.jp>) に掲載させていただきます。

■ 新型コロナウイルス感染防止のための対応について

- ・マスク着用でのご来場をお願い申し上げます。着用されない場合は、ご入場をお断りすることがあります。
- ・会場にアルコール消毒液を備え置きいたしますので、手指消毒にご協力のほどお願いいたします。
- ・会場入口で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りすることがあります。
- ・海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申出いただきますようお願いいたします。
- ・会場の座席間隔を広く確保するため、席数を大幅に減らしております。ご来場いただいてもご入場いただけない場合があります。
- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- ・開会後に体調不良と見受けられる株主様につきましては、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。
- ・今後、本株主総会までに運営方法等に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.happiness-d.co.jp>) にてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年9月1日)
至 2021年8月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、1月には第2回緊急事態宣言、4月には第3回緊急事態宣言が発令され、当社の多くの店舗は、4月下旬から5月末にかけて、休業や時間短縮を余儀なくされました。とりわけ大型連休を含む5月の営業状況は、終日休業が2店舗、土日休業が14店舗、営業時間短縮が17店舗、通常営業が47店舗と大きな影響を受けました。さらに7月中旬から8月にかけて第4回目となる緊急事態宣言があり、対象地域の拡大や期間の延長がありました。

このような状況下、当社は、お客様及び従業員の安全を第一に感染症対策を徹底するとともに、今後の中長期的な成長へ向けて、粗利率の向上、宝飾品・オリジナルブランドの販売強化、店舗の販売体制の支援強化、デジタル・IT投資による業務効率の改善、販売員の育成並びにEC（ネット通販）やライブ販売等の非接触型販売の拡大に取り組んでまいりました。

店舗展開といたしましては、2020年12月に北海道北斗市へ上磯店、2021年3月に宮城県に新利府店、同5月に埼玉県に川口店、同7月に北海道に旭川西店及び石川県に白山店を新規出店いたしました。川口店は、「最高の接客・最新の設備・最大の品揃え」をコンセプトとして、洋食器等の新カテゴリー商品も取り揃えた旗艦店であり、研修・教育店舗としても位置づけております。また、既存店舗の活性化として、9月に名古屋茶屋店、10月に岡崎店・京都桂川店を同一施設内において移転リニューアル改装をするとともに、4月には幕張新都心店の改装を実施いたしました。

一方、前事業年度末に決定いたしました不振店舗の閉店につきまして、2021年1月に Le Bonheur Parfait（以下、パルフェ）イオンレイクタウンmori店・パルフェ春日部店、2月にパルフェ名取店・北谷店、3月にパルフェトレッサ横浜店・パルフェ津田沼パルコ店、4月に昭島モリタウン店の合計7店舗を閉店いたしました。また、川口店の新規出店に合わせまして、イオンモール川口前川店を5月に閉店といたしました。これにより当事業年度末における店舗数は82店舗となりました。

営業施策につきましては、非接触型販売の取り組みとして、インターネットを通じたライブ販売を継続的に実施しました。また、対策強化店舗のレイアウト変更を実施するとともに、30周年記念セール、全店でのクーポンを活用した販促強化、販売スタッフへのインセンティブの機動的運用を図りました。

オリジナルブランドにつきましては、定番商品・人気商品を中心に重点販売商品の販促と宝飾部門の強化及びブランド知名度の向上に努めました。また、商品の一部について、バングラディッシュの工場に生産を委託するなど、社会問題の解決を図る商品開発にも取り組みました。

ECにつきましては、中長期的な自社EC販売の強化を図るべく、自社サイトの改善等を進めております。

商品部門別の売上の状況は以下のとおりです。

- ・宝飾品は、オリジナルブランド商品を中心に重点販売商品の販促を強化したことで、売上高 3,747,326千円（前事業年度比 15.2%増）となりました。
- ・時計は、国産主力ブランドの展開を強化したほか、海外ブランド時計について重点ブランドを絞った販促企画を強化したことにより、高額品の落ち込みはあったものの、売上高 5,003,642千円（同 1.9%増）となりました。
- ・バッグ・小物は、人気ブランドの新規導入や30周年記念セール等の販促企画を実施し、人気小物商品等の販売強化に取り組んだことにより、一部の主力高額ブランドの落ち込みがあったものの、売上高 9,560,741千円（同 1.5%増）となりました。

（注）前事業年度4月・5月においては、第1回緊急事態宣言による、全国的な当社店舗の休業が発生しております。

なお、上記のほか、特別損失として、緊急事態宣言に伴う休業要請により休業した店舗の固定費（人件費・減価償却費）9,600千円を店舗休業損失として計上したほか、閉店実施店舗の店舗閉鎖損失 9,759千円、閉店及び店舗の移転に伴う固定資産廃棄損4,247千円、減損損失 14,776千円を計上いたしております。

一方、雇用調整助成金等 1,397千円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は 18,311,710千円となり、前事業年度売上高 17,569,283千円に対し 4.2%増となりました。営業損失は 71,858千円（前事業年度は営業利益 101,462千円）、経常損失は 78,727千円（前事業年度は経常利益 81,849千円）、当期純損失は 124,446千円（前事業年度は当期純損失 189,108千円）となりました。

（注）前事業年度は当期純損失として減損損失を含めた412,786千円を計上いたしました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備
 - ・新規出店（ブランドショップハピネス上磯店・新利府店・川口店・旭川西店・白山店）に伴う造作・附属設備等への投資実施（投資金額153,651千円）
 - ・既存店（ブランドショップハピネス水戸店・岡崎店・つくば店・幕張新都心店・名古屋茶屋店・京都桂川店、本社）改装等に伴う設備投資（投資金額66,405千円）
 - ・システム導入等のシステム投資（投資金額1,362千円）
- ② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、廃棄、滅失
 - ・既存店（ブランドショップハピネス岡崎店・川口前川店・京都桂川店）改装等に伴う造作・附属設備等の廃棄（損失金額4,247千円）

(3) 資金調達の状況

- ① 当事業年度中の金融機関からの借入、返済状況
金融機関から1,950百万円借入れ、2,099百万円返済いたしました。
- ② 当事業年度中の金融機関を引き受け先とした私募債の発行、償還状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下のとおりと認識しております。

- ① 積極的な店舗展開
当社は、将来の成長を見据えた新規店舗の積極的展開が欠かせないと認識しており、商圈人口、地域特性、立地条件、競合企業の動向、採算性等を考慮した結果、大都市周辺部及び地方都市のSC（ショッピングセンター）を中心に、主として大型及び中型店舗を出店してまいりました。
今後においても、同様の出店方針に基づき、新規出店を行っていきたいと考えており、SCを中心に採算性等を十分見極めながら、店舗網の拡大を図ってまいります。
また、今後の多店舗展開を図るうえで、多様な店舗の開発は重要な課題であると考えており、新業態店の開発について、消費環境・購買動向の変化を見極めつつ、積極的に取り組んでまいります。
- ② 既存店の活性化
当社は、成長性、安定性を支えるものとして、新店の積極展開と並んで、既存店の活性化が極めて重要であると認識しております。このため、積極的に改

装を実施し、既存店の活性化を図ってまいります。資本効率の劣る店舗については、区画変更・賃貸借条件見直し等を積極的に推進してまいります。

また、店舗活性化策として、デジタル投資を積極的に進め、購買動向の分析及び実店舗とECとの融合を加速してまいります。店舗管理体制につきましても、今後も随時見直しを行い、店舗と本社間のコミュニケーションのいっそうの強化を図るとともに、店舗スタッフのマネージャー、マネージャー候補への登用により、今後の店舗運営を担う幹部社員の育成を図ってまいります。

③ マーチャンダイジング（MD）の強化

当社は、お客様一人ひとりに喜びや感動を提供できる魅力的なショップを目指して、ライブ販売等の新たな取り組みも実施し、お客様のニーズに合致した商品構成を図ってまいりました。今後さらにその充実を図るために、消費動向の把握や流行の研究等に努め、売れ筋商品の充実のほか新規商品の導入等を図ってまいります。

特に、オリジナルブランドとして展開している、H&D及びHappy Candleにつきましても、利益率の向上へ向けて中長期的な重要課題と位置付けており、商品開発・MDの強化とともにブランドイメージの向上に取り組んでまいります。

④ EC事業等の拡大

当社は、「おもてなしの接客」、「お客様の立場でのご提案」を店舗運営の基本コンセプトとしておりますが、昨今のネット通販の急速な拡大を踏まえると、お客様の利便性の向上及び当社の成長機会の拡大のためには、実店舗の信頼性を生かしたネット通販事業の早急な対応が必要であると考えております。

今後の当該事業の拡大に向けて、販売体制の強化、顧客接点の創出・強化、オムニチャネル化の推進、出荷業務のアウトソーシングを含めた業務の効率化及び実店舗のアウトレットとしての機能強化を図ってまいります。

また、ライブ販売等の時代に即した新たな販路の開拓も積極的に進め、投資の拡大を図ってまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社は、事業の拡大を図るためには、計画的な人材の確保と育成が重要な要素であると考えております。キャリア人材の確保に努めるとともに、労働環境の変化に対応するため、より実効的な採用方法の検討、採用対象の拡大等のもとより、応募動機につながる給与水準の見直し、従業員に対する譲渡制限付株式報酬の付与等の福利厚生施策の拡充等にも取り組んでおります。

また、育成体制の強化を進めるべく、教育店舗における計数・商品知識の充実、接客対応力・アフターサービスの向上等の、現場に即した研修の強化と情報の共有化を図るための体制整備を進めてまいります。

⑥ 接客力・提案力の向上

当社は、「一流のおもてなし」と「お客様の立場でのご提案」によって、喜びや感動を提供できるような店づくりを目指しております。このため、お客様への接客力や商品提案力を強化することを重要な課題と位置づけ、現場での実践のほか、各種研修を通してその向上に取り組むほか、デジタル・IT投資を積極的に進め、店舗業務の見直し・効率化と店舗スタッフが接客に専念できる環境の整備を図ってまいります。

⑦ 財務上の課題

当社は、宝飾品、時計、バッグ・小物雑貨等のインポートブランド品及びオリジナルブランド商品を販売する小売業を主としております。研究開発等がないことから、各店舗の適切な商品在庫管理と販売費及び一般管理費のコントロールが財務上の重要課題となっております。このため、商品の電子タグによる管理の導入をすすめ、在庫管理の業務改善と効率化を図るとともに、商品情報の電子化による顧客利便性の向上を進めてまいります。また、店舗間の物流経費削減と作業軽減を図るため、物流業務の外注化を順次進めております。

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

当社は、同感染症の拡大を防ぐため、お客様並びに従業員の安全に十分配慮し、各種ガイドラインに沿った感染拡大防止策を講じております。今後においても、状況の変化に適切かつ迅速に対応し、感染拡大防止に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第28期	第29期	第30期	第31期 (当事業年度)
		2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期
売 上 高 (百万円)		20,330	20,760	17,569	18,311
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)		494	521	81	△78
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)		270	269	△189	△124
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)		108.64	108.81	△76.01	△49.02
総 資 産 額 (百万円)		9,961	10,719	10,419	10,130
純 資 産 額 (百万円)		2,343	2,576	2,340	2,174
1株当たり純資産額 (円)		913.98	998.28	892.89	824.75

(注) 1 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式総数で、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数でそれぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

当社の事業内容は、インポートブランドを中心とした宝飾品、時計及びバッグ・小物等の販売であり、主として大都市周辺部及び地方都市の大型ショッピングセンターに、セレクトショップとして「ハピネス」、「GINZA Happiness」の店舗を出店しております。

また、2016年8月期よりEC事業に本格参入し、自社公式通販サイトのほか、Yahoo・楽天等のショッピングサイトに出店しております。

オリジナルブランド商品として、H&D 及び Happy Candle を展開しております。

(8) 主要な事業所

(2021年8月31日現在)

地域	事業所の名称	所在地
	本 社	東京都中央区
北海道地区 (6店舗)	ハピネス札幌店	北海道札幌市清田区 イオンモール札幌平岡内
	ハピネス帯広店	北海道帯広市 イオン帯広内
	ハピネス北見店	北海道北見市 イオン北見内
	ハピネス釧路店	北海道釧路郡釧路町 イオン釧路内
	ハピネス上磯店	北海道北斗市 イオン上磯内《当期新設》
	ハピネス旭川西店	北海道旭川市 イオンモール旭川西内《当期新設》
東北地区 (10店舗)	ハピネス下田店	青森県上北郡おいらせ町 イオンモール下田内
	ハピネスつがる柏店	青森県つがる市 イオンモールつがる柏内
	ハピネス盛岡店	岩手県盛岡市 イオンモール盛岡内
	ハピネス名取店	宮城県名取市 イオンモール名取内
	ハピネス新利府店	宮城県宮城郡利府町 イオンモール新利府内《当期新設》
	ハピネス石巻店	宮城県石巻市 イオンモール石巻内
	ハピネスいわき小名浜店	福島県いわき市 イオンモールいわき小名浜内
	ハピネス秋田店	秋田県秋田市 イオンモール秋田内
	ハピネス大曲店	秋田県大仙市 イオンモール大曲内
ハピネス天童店	山形県天童市 イオンモール天童内	
関東地区 (22店舗)	ハピネスパルナ店	茨城県稲敷市 パルナSC内
	ハピネス下妻店	茨城県下妻市 イオンモール下妻内
	ハピネス水戸店	茨城県水戸市 イオンモール水戸内原内
	GINZA Happiness 鹿嶋店	茨城県鹿嶋市 ショッピングセンター チェリオ内
	ハピネスつくば店	茨城県つくば市 イオンモールつくば内
	ハピネス土浦店	茨城県土浦市 イオンモール土浦内
	ハピネス高崎店	群馬県高崎市 イオンモール高崎内
	GINZA Happiness 前橋店	群馬県前橋市 けやきウォーク前橋内
	ハピネス羽生店	埼玉県羽生市 イオンモール羽生内
	ハピネス越谷店	埼玉県越谷市 イオンレイクタウンkaze内
	ハピネス東松山店	埼玉県東松山市 ピオニウォーク東松山内

地域	事業所の名称	所在地
関東地区 (22店舗)	ハピネス春日部店	埼玉県春日部市 イオンモール春日部内
	ハピネス川口店	埼玉県川口市 イオンモール川口内《当期新設》
	GINZA Happiness 新三郷店	埼玉県三郷市 ららぽーと新三郷内
	GINZA Happiness 富士見店	埼玉県富士見市 ららぽーと富士見内
	ハピネス成田店	千葉県成田市 イオンモール成田内
	ハピネス千葉ニュータウン店	千葉県印西市 イオンモール千葉ニュータウン内
	ハピネス幕張新都心店	千葉県千葉市美浜区 イオンモール幕張新都心内
	ハピネス木更津店	千葉県木更津市 イオンモール木更津内
	ハピネス座間店	神奈川県座間市 イオンモール座間内
	ハピネスむさし村山店	東京都武蔵村山市 イオンモールむさし村山内
	ハピネス日の出店	東京都西多摩郡日の出町 イオンモール日の出内
中部地区 (16店舗)	ハピネス長岡店	新潟県長岡市 リバーサイド千秋内
	ハピネス新潟南店	新潟県新潟市 イオンモール新潟南内
	ハピネス高岡店	富山県高岡市 イオンモール高岡内
	GINZA Happiness 富山ファホール店	富山県富山市 フューチャーシティファホール内
	ハピネス新小松店	石川県小松市 イオンモール新小松内
	ハピネス白山店	石川県白山市 イオンモール白山内《当期新設》
	ハピネス松本店	長野県松本市 イオンモール松本内
	ハピネス甲府昭和店	山梨県中巨摩郡昭和町 イオンモール甲府昭和内
	ハピネス浜松店	静岡県浜松市西区 イオンモール浜松志都呂内
	GINZA Happiness 磐田店	静岡県磐田市 ららぽーと磐田内
	ハピネス富士宮店	静岡県富士宮市 イオンモール富士宮内
	ハピネス岡崎店	愛知県岡崎市 イオンモール岡崎内
	ハピネス名古屋茶屋店	愛知県名古屋港区 イオンモール名古屋茶屋内
	ハピネス常滑店	愛知県常滑市 イオンモール常滑内
	ハピネス長久手店	愛知県長久手市 イオンモール長久手内
ハピネス木曽川店	愛知県一宮市 イオンモール木曽川内	

地域	事業所の名称	所在地
関西地区 (9店舗)	ハピネス草津店	滋賀県草津市 イオンモール草津内
	ハピネス久御山店	京都府久世郡久御山町 イオンモール久御山内
	ハピネス京都桂川店	京都府京都市南区 イオンモール京都桂川内
	ハピネス泉南店	大阪府泉南市 イオンモールのりんくう泉南内
	ハピネス堺北花田店	大阪府堺市北区 イオンモール堺北花田内
	ハピネス神戸店	兵庫県神戸市北区 イオンモール神戸北内
	ハピネス大和郡山店	奈良県大和郡山市 イオンモール大和郡山内
	ハピネス和歌山店	和歌山県和歌山市 イオンモール和歌山内
	ハピネス津南店	三重県津市 イオンモール津南店内
中国・四国 地区 (8店舗)	ハピネス倉敷店	岡山県倉敷市 イオンモール倉敷内
	ハピネス岡山店	岡山県岡山市北区 イオンモール岡山西内
	ハピネス広島府中店	広島県安芸郡府中町 イオンモール広島府中内
	ハピネスおのだ店	山口県山陽小野田市 おのだサンパーク内
	ハピネス綾川店	香川県綾歌郡綾川町 イオンモール綾川内
	ハピネス新居浜店	愛媛県新居浜市 イオンモール新居浜内
	ハピネス高知店	高知県高知市 イオンモール高知内
	ハピネス徳島店	徳島県徳島市 イオンモール徳島内
九州・沖縄 地区 (11店舗)	ハピネス八幡東店	福岡県北九州市八幡東区 イオンモール八幡東内
	ハピネス直方店	福岡県直方市 イオンモール直方内
	ハピネス福津店	福岡県福津市 イオンモール福津内
	ハピネス福岡店	福岡県糟屋郡粕屋町 イオンモール福岡内
	ハピネス筑紫野店	福岡県筑紫野市 イオンモール筑紫野内
	ハピネス大分店	大分県大分市 パークプレイス大分内
	ハピネス宮崎店	宮崎県宮崎市 イオンモール宮崎内
	ハピネス延岡店	宮崎県延岡市 イオン延岡内
	ハピネス熊本店	熊本県上益城郡嘉島町 イオンモール熊本内
	ハピネス鹿児島店	鹿児島県鹿児島市 イオンモール鹿児島内
	ハピネス沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村 イオンモール沖縄ライカム内
合計	82店舗	

(9) 従業員の状況

(2021年8月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
332名	13名増	39.1歳	6.86年

(注) 上記には取締役9名、臨時従業員152名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

(2021年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,059百万円
株式会社商工組合中央金庫	800百万円
株式会社三井住友銀行	750百万円
株式会社三菱UFJ銀行	748百万円
株式会社みずほ銀行	580百万円
株式会社京葉銀行	499百万円
株式会社りそな銀行	442百万円
三井住友信託銀行株式会社	230百万円
株式会社常陽銀行	186百万円
株式会社東日本銀行	136百万円
株式会社三十三銀行	135百万円
株式会社北陸銀行	130百万円
株式会社横浜銀行	49百万円
計	5,748百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、NPO法人 児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口である、子ども虐待防止のための広報・啓発活動「オレンジリボン運動」を支援しております。

また、オリジナルブランド商品の一部については、バングラディッシュの工場に生産を委託するなど、社会問題の解決を図る商品開発にも取り組んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,400,000株

(2) 発行済株式の総数 2,560,600株

(注) 譲渡制限付株式としての新株式の発行により、発行済株式の総数は15,800株増加しております。

(3) 株主数 4,827名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田 泰夫	765,200株	30.04%
田 篤史	575,000	22.57
有限会社DEN	150,000	5.88
田 啓子	70,000	2.74
田 裕行	69,700	2.73
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	42,100	1.65
J Pモルガン証券株式会社	9,600	0.37
大城 稔	9,400	0.36
新沼 吾史	8,900	0.34
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	7,200	0.28

(注) 1 当社は、自己株式を13,649株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

株主名	持株数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	15,800株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20頁「4. (2) ②. 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2013年1月11日	2014年1月14日
新株予約権の数		53個	53個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,600株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1	普通株式 10,600株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり143,900円 (1株当たり719.5円) (注) 1	新株予約権1個当たり144,800円 (1株当たり724円)
権利行使期間		2013年2月1日から 2043年1月31日まで	2014年2月1日から 2044年1月31日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数 53個	新株予約権の数 53個
		目的となる株式数 10,600株	目的となる株式数 10,600株
		保有者数 3名	保有者数 3名

(注) 1. 2013年6月27日開催の取締役会決議により、2013年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

		第3回新株予約権	第4回新株予約権		
発行決議日		2015年1月14日	2016年1月13日		
新株予約権の数		59個	57個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,800株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 11,400株 (新株予約権1個につき200株)		
新株予約権の払込金額		1円	1円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり125,000円 (1株当たり625円)	新株予約権1個当たり108,200円 (1株当たり541円)		
権利行使期間		2015年1月31日から 2045年1月30日まで	2016年1月30日から 2046年1月29日まで		
行使の条件		(注)	(注)		
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数	59個	新株予約権の数	57個
		目的となる株式数	11,800株	目的となる株式数	11,400株
		保有者数	4名	保有者数	5名

(注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

		第5回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2017年1月13日	2017年12月12日
新株予約権の数		57個	42個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,400株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 8,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり97,700円 (1株当たり488.5円)	新株予約権1個当たり272,000円 (1株当たり1,360円)
権利行使期間		2017年2月1日から 2047年1月31日まで	2018年1月11日から 2048年1月10日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数 57個	新株予約権の数 42個
		目的となる株式数 11,400株	目的となる株式数 8,400株
		保有者数 5名	保有者数 4名

(注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

		第10回新株予約権
発行決議日		2018年12月11日
新株予約権の数		118個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり49,700円 (1株当たり497円)
権利行使期間		2019年1月10日から 2049年1月9日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員 である取締役 を除く)	新株予約権の数 118個
		目的となる株式数 11,800株
		保有者数 4名

(注) 取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2021年8月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田 泰 夫	代表取締役会長	—
田 篤 史	代表取締役社長	—
前 原 聡	専務取締役	—
追 川 正義	取締役経営企画室長	—
相 澤 秀 一	取締役経理部長	—
高 安 勝	取締役総務部長	—
山 本 信 行	取締役(常勤監査等委員)	—
長谷川 正 和	取締役(監査等委員)	長谷川正和税理士事務所所長 株式会社オペレーション代表取締役 株式会社イノベーション社外取締役 フュージョン株式会社 社外監査役
川 崎 隆 治	取締役(監査等委員)	マネジメント・オフィスかわさき代表

- (注) 1 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び川崎 隆治氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏は、税理士であり、税理士事務所と経営コンサルティング会社を運営しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 取締役(監査等委員)川崎 隆治氏は、特定社会保険労務士としてマネジメント・オフィスかわさき代表に就任しており、企業労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(常勤監査等委員)山本 信行氏、取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び川崎 隆治氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっております。
- 5 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本 信行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 6 取締役(監査等委員)長谷川 正和氏及び川崎 隆治氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 目的

取締役の報酬は、取締役に必要な職務執行のインセンティブを付与する手段となりうることから、報酬の決定プロセスの透明化を図り、適切なインセンティブとしての機能を向上させることを目的とする。

ロ. 報酬体系

A. 報酬の種類

取締役の報酬の種類は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬とする。

固定報酬は、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

役員賞与は、年度の業績、目標達成水準等を勘案して決定する。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

B. 種類ごとの比率

株主総会において報酬限度額は、金銭報酬（固定報酬と役員賞与）が年額150,000千円以内、譲渡制限付株式報酬が年額20,000千円以内と決議されていることから、実際の付与にあたってはこの比率7.5：1を目安とする。

ハ. 報酬の決定プロセス

取締役の報酬の額は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬いずれも、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において取締役会において決定する。個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役会長に委任するものとし、代表取締役会長は、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、個人別の報酬を決定する。

ニ. 報酬を与える時期

取締役の報酬を与える時期は、固定報酬は取締役選任に係る定時株主総会直後の臨時取締役会において決定し、役員賞与は支給月の前月の取締役会にて決定する。譲渡制限付株式報酬は取締役が職務執行を開始する日から1か月を経過する日までに付与株式数を決議し、当該決議の日から1か月を経過するまでに付与するものとする。

ホ. 今後の対応

法令改正の趣旨を踏まえて、取締役の報酬決定に係る透明性をいっそう高めるための検討を継続する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	賞与	譲渡制限付 株式	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	87,884 (-)	69,600 (-)	4,055 (-)	14,229 (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,853 (4,440)	10,440 (4,440)	413 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	98,737 (4,440)	80,040 (4,440)	4,468 (-)	14,229 (-)	9 (2)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、5名です。また別枠で、2019年11月28日開催の第29回定時株主総会において、年額20,000千円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、5名です。
- 3 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与にかかる当事業年度中の費用計上額(取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名14,229千円)を含んでおります。
- 4 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
- 5 取締役会は、代表取締役 田 泰夫に対し、各取締役の固定報酬の額、各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与及び譲渡制限付株式(監査等委員である取締役を除く。)の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役長谷川正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社イノベーション社外取締役及びフュージョン株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該各法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。
- ・取締役川崎隆治氏は、マネジメント・オフィスかわさき代表を兼務しております。なお当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 長谷川 正和	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会が14回全てに出席いたしました。 税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための発言を行っております。 監査等委員会においてはより専門性を発揮し、会計監査も実施し、適切な意見具申を行っております。
社外取締役 川崎 隆治	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会が14回全てに出席いたしました。 特定社会保険労務士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための発言を行っております。 監査等委員会においてはより専門性を発揮し、人事労務監査も実施し、適切な意見具申を行っております。

(4) 関連当事者との取引に関する事項

当社は、親会社等である当社取締役会長 田 泰夫氏から自己株式を取得しております。当該取引に際しましては、取引の必要性に留意し合理的な判断に基づき、一般の取引条件と同様に公正かつ適切であることを確認し決定いたしました。

当社取締役会は、当該取引条件等を把握し、当社の利益を害するものではないと判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Sネクスト監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2020年11月27日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13,000千円

(注) 上記の報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について監査法人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分出来ないため、双方あわせて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めておりますが、2018年11月29日に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日の取締役会において、同基本方針を改定する決議を行っており、概要はつぎのとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
 - ② 法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。
 - ③ 内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
 - ④ 法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
 - ⑤ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応をとる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
 - ② 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
 - ③ 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心にその推進を図る。
 - ② 平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。
 - ③ リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①「組織規程」、「業務分掌規程」等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
 - ②取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ③経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
 - ④取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - ②当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分等を定める。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
 - ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ①取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ②取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ③当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
 - ④監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、重要な会議に出席することができる。
 - ⑤重要な決裁書類は、監査等委員会が選定する監査等委員の閲覧に供する。
8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請

求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性の確保に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制に関する決定内容に基づいて、その適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要はつぎのとおりです。

1. コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社では、全社的なコンプライアンス、リスク管理に関する協議を行う機関として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催いたしております。当事業年度は同委員会において、「定時株主総会運営にあたっての新型コロナウイルス感染症対策」、「緊急事態宣言下の店舗・本社の運営体制」、「インサイダー取引規制に関する周知活動」及び「主要取引先の年次調査結果等」を議題といたしました。また、コンプライアンス意識のいっそうの向上を図るため、管理職研修等の場を通じて、継続的に教育・啓蒙に努めました。

2. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告するとともに、取締役は定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性を高めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,196,508	流動負債	3,506,479
現金及び預金	2,375,453	支払手形	13,117
売掛金	771,627	買掛金	714,937
商品	4,805,499	電子記録債務	265,467
貯蔵品	81,030	短期借入金	49,700
前払費用	102,710	1年内返済予定の長期借入金	1,907,492
その他	60,186	未払金	275,571
固定資産	1,934,278	未払費用	152,693
有形固定資産	928,660	未払法人税等	30,782
建物	2,077,327	前受金	18,733
構築物	388	預り金	9,974
工具、器具及び備品	1,654,082	賞与引当金	60,400
減価償却累計額及び減損損失累計額	△2,803,137	ポイント引当金	7,195
無形固定資産	18,484	その他	414
ソフトウェア	9,970	固定負債	4,449,562
ソフトウェア仮勘定	8,514	長期借入金	3,791,032
投資その他の資産	987,132	資産除去債務	336,803
投資有価証券	59,780	長期未払金	321,727
出資金	50	負債合計	7,956,042
長期前払費用	19,083	純資産の部	
敷金及び保証金	626,089	株主資本	2,106,716
繰延税金資産	193,030	資本金	339,054
長期預金	89,030	資本剰余金	321,763
その他	70	資本準備金	316,054
資産合計	10,130,786	その他資本剰余金	5,708
		利益剰余金	1,456,415
		利益準備金	1,670
		その他利益剰余金	1,454,745
		別途積立金	255,403
		繰越利益剰余金	1,199,341
		自己株式	△10,517
		評価・換算差額等	△6,103
		その他有価証券評価差額金	△6,103
		新株予約権	74,131
		純資産合計	2,174,743
		負債及び純資産合計	10,130,786

損 益 計 算 書

(自 2020年 9月 1日
至 2021年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,311,710
売 上 原 価		14,144,985
売 上 総 利 益		4,166,725
販売費及び一般管理費		4,238,583
営 業 損 失		71,858
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
受 取 配 当 金	1,342	
受 取 保 険 金	1,448	
業 務 受 託 料	724	
助 成 金 収 入	11,502	
そ の 他	3,229	18,282
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,324	
そ の 他	827	25,152
経 常 損 失		78,727
特 別 利 益		
雇 用 調 整 助 成 金	1,397	
そ の 他	528	1,925
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	4,247	
減 損 損 失	14,776	
店 舗 閉 鎖 損 失	9,759	
店 舗 休 業 損 失	9,600	38,384
税 引 前 当 期 純 損 失		115,187
法人税、住民税及び事業税	19,704	
法 人 税 等 調 整 額	△10,446	9,258
当 期 純 損 失		124,446

株主資本等変動計算書

(自 2020年9月1日
至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	331,597	308,597	2,835	311,433	1,670	255,403	1,383,402	1,640,475	△12,533	2,270,972
当期変動額										
新株の発行	7,457	7,457		7,457						14,915
剰余金の配当							△59,614	△59,614		△59,614
当期純損失							△124,446	△124,446		△124,446
自己株式の取得									△28,620	△28,620
自己株式の処分			385	385					19,910	20,296
新株予約権の発行										-
新株予約権の行使			2,487	2,487					10,725	13,212
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										-
当期変動額合計	7,457	7,457	2,872	10,330	-	-	△184,060	△184,060	2,015	△164,256
当期末残高	339,054	316,054	5,708	321,763	1,670	255,403	1,199,341	1,456,415	△10,517	2,106,716

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△12,132	△12,132	82,023	2,340,863
当期変動額				
新株の発行				14,915
剰余金の配当				△59,614
当期純損失				△124,446
自己株式の取得				△28,620
自己株式の処分				20,296
新株予約権の発行			5,835	5,835
新株予約権の行使			△13,200	12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,028	6,028	△528	5,500
当期変動額合計	6,028	6,028	△7,892	△166,120
当期末残高	△6,103	△6,103	74,131	2,174,743

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

イ. 商 品

主に個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。)

ロ. 貯蔵品

主に個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。)

③ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～15年
構築物	10年
工具、器具及び備品	4年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

ニ. 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

ハ. ポイント引当金

メンバーズカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上しております。

⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「(3) 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

(3) 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	14,776千円
有形固定資産	928,660千円
無形固定資産	18,484千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価格を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

ロ. 見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の将来売上高や売上原価、人件費、賃料等の主要な仮定が含まれております。これらの主要な仮定は今後の個人消費動向等の影響を受け、不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が当社に及ぼす影響については、その収束時期を正確に予測することは困難であることから、外部の情報等から同感染症拡大の影響は、2021年8月期の一定期間にわたり影響が続くものと仮定して、会計上の見積りを行ってまいりました。しかしながら、ワクチン接種が確実に進捗しているものの、人流の増加や感染力がより強い変異株の拡大が懸念されていることから、同感染症拡大の影響は2022年8月期の一定期間にわたり影響が続くものと仮定しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。その結果、

翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(4) 貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,500,000千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,544,800	15,800	—	2,560,600

(注) 普通株式の増加15,800株は取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式としての新株式の発行であります。

② 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	14,999	32,650	34,000	13,649

(注) 自己株式の数の増加は、発行済みストック・オプションの権利行使に充当するための取得による増加30,000株、譲渡制限付株式の無償取得分2,650株であります。自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式として従業員への付与による減少21,500株及び新株予約権の行使による減少12,500株であります。

③ 剰余金の配当に関する事項

イ. 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月27日 定時株主総会	普通株式	37,947	15.0	2020年8月31日	2020年11月30日
2021年3月30日 取締役会	普通株式	21,667	8.5	2021年2月28日	2021年5月10日

ロ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	16,555	6.5	2021年8月31日	2021年11月29日

④ 新株予約権に関する事項

当事業年度末日における当社から発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 78,000株

(6) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	18,494千円
商品評価損	18,490千円
税務上の繰延資産	4,660千円
未払事業税	2,586千円
資産除去債務	103,129千円
減損損失	70,275千円
ポイント引当金	2,203千円
新株予約権	22,698千円
繰越欠損金	113,102千円
その他	20,516千円
繰延税金資産小計	376,157千円
評価性引当額	△115,454千円
繰延税金資産合計	260,703千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△67,673千円
繰延税金負債合計	△67,673千円
繰延税金資産純額	193,030千円

(7) 金融商品の時価開示に関する注記

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入や社債発行及び増資にて調達しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はその他有価証券に属する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、長期未払金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、53%が特定の大口顧客に対するものであります。

⑥ 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	2,375,453	2,375,453	—
(2)売掛金	771,627	771,627	—
(3)投資有価証券	58,180	58,180	—
(4)敷金及び保証金	626,089	626,089	—
(5)長期預金	89,030	89,030	—
資産計	3,920,380	3,920,380	—
(1)支払手形	13,117	13,117	—
(2)買掛金	714,937	714,937	—
(3)電子記録債務	265,467	265,467	—
(4)未払金(※1)	68,978	68,978	—
(5)未払法人税等	30,782	30,782	—
(6)長期借入金(※2)	5,698,524	5,684,435	△14,088
(7)長期未払金(※3)	528,320	517,778	△10,541
負債計	7,369,827	7,345,197	△24,629

(※1) 未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を除いております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 長期未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を含め、未払金から除いております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価額によっております。

- (4)敷金及び保証金

これらの時価は、回収可能性を反映した、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (5)長期預金

長期預金の時価については、取引金融機関から提示された価額によっております。

負債

- (1)支払手形、(2)買掛金、(3)電子記録債務、(4)未払金、(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6)長期借入金、(7)長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,600

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

(8) 関連当事者との取引に関する注記

役員及びその近親者等

種 類	会社等の 名 称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及 びその 近親者	田 泰夫	被所有 直接30.07	当社 代表取締役	自己株式の 取 得 (注)	28,620	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 自己株式の取得につきましては、2020年12月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付価格を普通株式1株につき954円 (2020年12月15日の終値) にて行っております。

(9) 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 824円 75銭
- ② 1株当たり当期純損失 △49円 02銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(10) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(11) その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物	北海道札幌市
店舗	建物	北海道帯広市
店舗	建物	青森県つがる市
店舗	建物	埼玉県三郷市
店舗	建物	千葉県印西市
店舗	建物	神奈川県座間市
店舗	建物	石川県小松市
店舗	建物	愛知県長久手市
店舗	建物	和歌山県和歌山市
店舗	建物	広島県安芸郡府中町

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下した一部店舗について、減損損失を認識し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失14,776千円として特別損失に計上しました。

種類ごとの内訳は、建物14,776千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零としております。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を開店時から15年と見積り、割引率は0.000%～1.875%の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の増減

期首残高	221,893千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17,419千円
時の経過による調整額	1,067千円
資産除去債務の履行による減少額	△16,464千円
見積りの変更による増減額（△は減少）	112,888千円
期末残高	336,803千円

④ 資産除去債務の見積りの変更の内容

当事業年度において、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額112,888千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により当事業年度の当期純損失は27,979千円増加しております。

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

株式会社ハピネス・アンド・ディ

取締役会 御中

ESネクスト監査法人

東京都千代田区

代表社員	公認会計士 中川 真紀子
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 呉田 将史
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの2020年9月1日から2021年8月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さぬように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月26日

株式会社ハピネス・アンド・ディ	監査等委員会			
	監査等委員（常勤）	山本	信行	印
	監査等委員	長谷川	正和	印
	監査等委員	川崎	隆治	印

(注) 監査等委員 長谷川正和及び川崎隆治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の観点から極めて重要と考えており、継続的な安定配当を基本方針といたします。

内部留保につきましては、経営体質の強化と新規出店等の設備投資等に活用し、収益基盤の強化・拡充を図ってまいります。

配当性向につきましては、今後の事業展開、業績見通し等を総合的に勘案しながら、段階的に30%程度に引き上げてまいります。ただし、急激な経営環境の悪化による著しい業績低迷時を除き、1株当たり年間配当額15円を最低額といたします。

このような方針に基づき、株主の皆様のご期待にお応えできるよう努めておりますが、当期の業績は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、事業報告に記載のとおり厳しい結果となり、来期においても引き続き厳しい事業環境が予想されるため、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、基本方針に沿った次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6.5円 総額16,555,182円

なお、中間配当金として1株につき金8.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金15円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年11月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	でん やすお 田 泰夫 (1947年10月24日生)	1967年11月 有限会社デン時計店（後に有限会社デンに社名変更）入社 1978年7月 同社取締役 1990年9月 当社設立 代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役会長（現任）	765,200株
2	でん あつし 田 篤史 (1972年11月13日生)	1992年4月 当社入社 2002年10月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役第一営業企画部長 2006年7月 当社常務取締役総務部長 2008年3月 当社取締役経営企画部長 2009年1月 当社取締役営業本部長 2015年9月 当社取締役事業推進部長 2018年1月 当社取締役情報推進部長 2019年11月 当社代表取締役社長（現任）	575,000株
3	まえはら さとし 前原 聡 (1967年10月29日生)	1991年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2004年7月 みずほインベスターズ証券株式会社（現みずほ証券株式会社）出向 2012年9月 株式会社トライアルカンパニー入社 2014年10月 株式会社トライアル開発 代表取締役社長 2017年6月 株式会社トライアルカンパニー取締役 2018年6月 同社専務取締役 2020年6月 当社入社 専務執行役員 2021年11月 当社専務取締役（現任）	3,000株
4	たかやす まさる 高安 勝 (1968年2月19日生)	1991年3月 日興通信株式会社入社 2005年12月 アデコ株式会社入社 2006年3月 株式会社ワンビシアーカイブズ入社 2010年9月 当社入社 2013年10月 当社執行役員人事部長 2015年3月 当社総務人事部長 2015年11月 当社取締役総務人事部長 2017年11月 当社執行役員総務人事部長 2019年11月 当社取締役総務人事部長 2020年9月 当社取締役総務部長（現任）	3,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ たかはし ひさお 高橋 寿夫 (1972年11月24日生)	1996年4月 株式会社スズラン百貨店入社 2013年5月 株式会社メガネトップ入社 2015年1月 当社入社 2017年9月 当社執行役員営業部長 2021年10月 当社執行役員営業本部長 (現任)	300株
6	※ まるやま まこと 丸山 誠 (1979年1月29日生)	1997年4月 株式会社キムラヤ入社 2008年1月 当社入社 2010年12月 当社執行役員営業部副部長 2015年9月 当社商品部長 2017年9月 当社執行役員店舗開発部長 (現任)	500株

(注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。

2 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

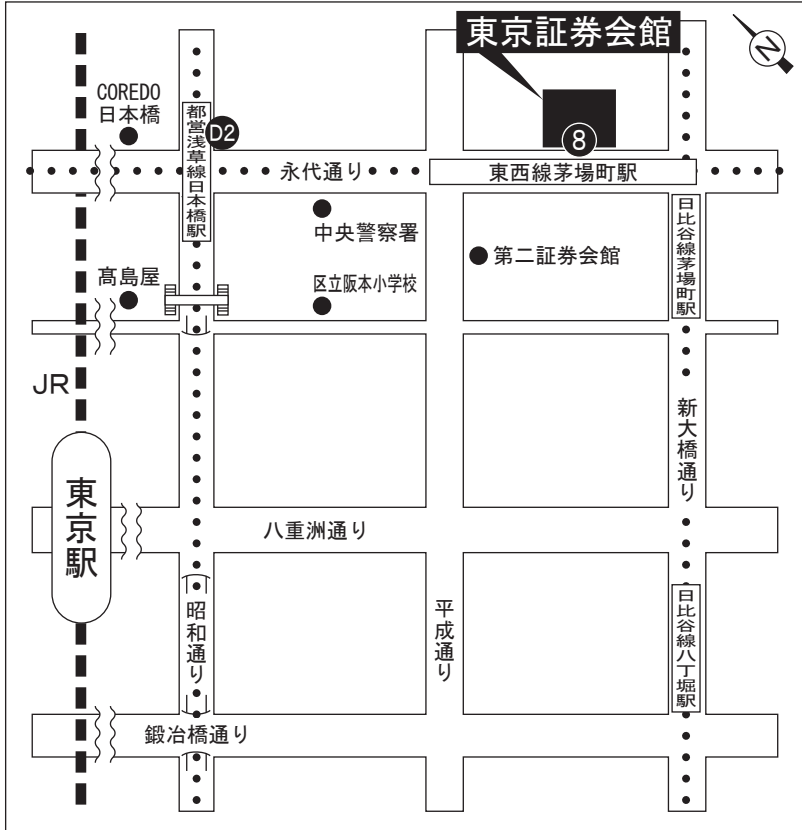
3 各候補者の所有する当社の株式数は、2021年8月31日現在のものです。

4 取締役候補者 田 泰夫氏、田 篤史氏は、それぞれ当社の大株主であり親会社等に当たります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室
電話：03-3667-9210



交通機関

- ・地下鉄 ○東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅（8番出口より直結）
○東京メトロ銀座線、都営地下鉄浅草線 日本橋駅（D2出口）より徒歩5分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。